

質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 串内橋(鋼上部工) 工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	質問事項1の回答に、「当該作業には、これらの施工(串内橋の架設工・床版工等関連作業)に必要な足場の設置作業を含みます。」とあります。 技術提案の評価項目2つ目の社会要請(特別な安全対策)について「串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案」とありますが、冬季休止期間中に使用する足場の設置、使用に対しての特別な安全対策は、提案範囲の対象でしょうか。	技術評価項目及び技術評価基準の評価項目「串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案」の提案範囲には、冬季休止期間中における当該足場の設置作業時、足場存置期間及び足場撤去作業時も含まれます。
2	R08.09.09掲載【質問の回答①】の質問回答番号1では、技術評価項目及び技術評価基準の評価項目「串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案」にトマム橋の床版足場は含まれません。と回答されています。 これは、評価項目②の提案対象範囲は串内橋の足場(横桁設置足場及び床版足場)のみであり、トマム橋のすべての足場(架設足場・床版足場)は提案対象範囲外という理解でよろしいでしょうか。	技術評価項目及び技術評価基準の評価項目「串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案」の対象は串内橋の横桁設置足場及び床版足場であり、トマム橋の足場は含まれません。
3	R08.09.09掲載【質問の回答①】の質問回答番号2で、技術評価項目及び技術評価基準の評価項目「串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案」に記載されている「横桁設置足場」には、橋梁の横桁設置に必要な安全通路及び部分作業床が含まれています。と回答されています。 一方、横桁設置足場図(参考図)には、主桁継手部の部分作業床(ジョイント足場)も記載されています。この主桁継手部の部分作業床(ジョイント足場)も評価項目②の提案対象範囲に含まれる、という理解でよろしいでしょうか。	技術評価項目及び技術評価基準の評価項目「串内橋の横桁設置足場及び床版足場の設置作業時、足場存置期間、足場撤去作業時における足場の転落防止に関する提案」に記載されている「横桁設置足場」には橋梁の横桁設置に必要な安全通路及び部分作業床が含まれており、横桁設置足場図(参考図)に記載されている主桁継手部の部分作業床(ジョイント足場)は提案対象外となります。